(知財高裁を設立したが・・・)

米国は日本に追い上げられた1980年代、CAFC(連邦知財高裁)を設立し、 プロパテントの流れを作り、経済の再生に成功した。

日本でも経済再生をねらいとして、2005年に知的財産高等裁判所を設立したが、プロパテントの流れは定着していない。知財高裁の設立は良かったが、運用が不十分だと言われる。この背景と改革案を検討してみたい。

(世界は知の覇権争い)

21世紀に入り、世界は知の大競争時代に突入し、各国は知財の覇権争いに力を入れている。

米国は、知財による雇用創出や外貨獲得を狙い、知財に関するアメリカン・スタンダードをグローバル・スタンダードにしようと努力している。二国間の自由貿易協定やTPP(環太平洋経済連携協定)などで、知財を重点的に交渉している。

欧州は特許の広域保護のため、ついにEUワイドの統一特許裁判所の設立に合意した。裁判は国家主権に直結するので、EUワイドの統一裁判所は簡単に出来ないと言われてきたが、特許はその例外と位置付けられた。

中国は、世界一のニセモノ国家として悪名高いが、今や世界一の出願件数と 訴訟件数を誇り、北京、上海、広州に知財専門裁判所を設立し、世界一の知財 強国へ飛躍しようとしている。

韓国は、空港や港湾でアジアのハブとして成功した経験をもとに、知財でも アジアのハブ国家を目指している。

(日本は知財もデフレ不況)

このように世界の知財分野は、成長し、拡大している。しかしながら、日本の知財分野を見ると、海外からの知財収入が増加しているという明るい話題もあるが、総じて縮小し、デフレ状態にある。特許出願件数はかって40万件あったものが33万件まで減少している。特許訴訟件数は中国8,000件、米国4,000件に対し、日本は200件に過ぎず、さらに減少傾向にある。いくつかの企業の知財部はリストラの対象となり、知財を学ぶ学生も減少している。

世界と日本の差はどこにあるのだろうか? 大きな原因は特許裁判にある。

(特許裁判についての厳しい評価)

日本の特許裁判についての世間の評価は次の通り厳しい。

- ① 折角取った特許が裁判所で無効になることが多い。
- ② 特許侵害の損害賠償額が低い。
- ③ 侵害差止めの仮処分をしないので、被害を止められない。
- ④ 無理やり和解させられることが多い。
- ⑤ 中小企業や個人が特許訴訟を起してもほとんど勝てない。
- ⑥ 特許裁判に関する情報を出さないので、実態が分からない。(憲法が保障する裁判の公開に反していると言う意見すらある。)

これでは、特許裁判が外国では増えているのに、日本では減少するはずだ。

(損害賠償の判決額は確かに低い)

日本の特許侵害の損害賠償額はアメリカの100分の1に過ぎないと言われる。

創英国際特許法律事務所が、2014年(1月~12月)の東京地裁・大阪 地裁の判決(特許、損害賠償請求)を分析している。

それによれば、判決数56件のうち、損害賠償の請求を容認したものは13件で勝訴率が23%に過ぎない。金額で見れば、請求総額300億円に対し、損賠賠償判決額合計は21億円で容認率は7%に過ぎない。

容認された13件の金額の内訳は、1億円以上のもの4件(15.6億円、1.7億円、1.1億円,1.0億円)、1千万円以上のもの4件(5千万円、5千万円、3千万円、2千万円)、1千万円以下のもの5件(6百万円、94万円、79万円、69万円、33万円)となっている。

弁護士費用などを考えると5千万円以下は実質敗訴と言えるので、実質勝訴 判決は6件に過ぎす、実質勝訴率は11%だ。

(和解金額も低い)

日本では和解が多いと言われるが、和解金額も低い。

知的財産研究所の調査(注1)によれば、2011年~2013年の和解の うち、和解金額が1億円~5億円のものが2件、5,000万円~1億円のものが1件、1,000万円~5,000万円のものが17件、500万円~1,000万円のものが6件、100万円~500万円のものが14件、50万円~100万円のものが9件、1円~50万円のものが7件、0円のものが23件だ。

全体 7 9 件のうち、実質的勝訴と言える 5,000 万円以上のものは 3 件に過ぎない。1,000 万円以下のものが 5 9 件と全体の 7 5 % も占めている。

これでは、日本では和解で解決することが多いと言われても、実質的に敗北

であり、2度と特許訴訟を起さないと言う企業も多く、訴訟件数の減少につな がっている。

(特許裁判は国を選ぶ)

日本が日本人の創造力を発揮した国作りをするためには、発明を保護するように、特許裁判の改革が必要だ。

特許は裁判所で守ってもらえなければ、取る意味がない。また、損害賠償額が訴訟費用に見合うものでないので、日本で特許裁判を起こす企業は少なくなっている。スマートホンのアップル対サムスンの訴訟に見られるように、特許裁判も国際競争にある。米国の国際企業が、日本での特許出願を減らし、特許訴訟を起さないと半ば公言していることを深刻に受け止めなければならない。

(4つの改革案)

特許裁判の活性化のため、次の改革案を提案する。

(第1) 特許裁判の情報公開

国家の三権のうち、国会も政府も情報公開が進められているが、裁判所の情報公開は遅れている。米国のように特許裁判に関する情報をインターネットを使って社会に発信すると、特許裁判が社会の理解と支持を得られるようになる。 具体的には、次の情報を毎月 Web に公開する。

- ① 原告名と被告名(特許侵害を訴えると、原告名と被告名が現在は裁判所 の掲示板に掲示されているが、これをインターネットで見られるように する。)
- ② 公判日(裁判が始まると、公判日が決まるが、現在は公判の当日、裁判所の入り口のノートで公開されているに過ぎない。公判日が決まったらインターネットで見られるようにする。)
- ③ 判決(現在も Web で公開されているが、もっと検索しやすくする。)
- ④ 和解の事実(現在は公表されていないので、決着したのかどうか分からない。和解で決着したら、その事実をインターネットで公表する。)

(第2) 特許審理の見える化

現在、大部分の審理は準備書面の交換にとどまっており、実際の口頭審理が行われているのは極めて少ない。ビデオなどのITを活用した口頭審理を行うと、両当事者も裁判官も先端技術の争点が理解しやすくなり、判決が納得されやすくなる。

現在、技術説明会が非公式な弁論準備手続きとして行われているので、これを正式な弁論手続に変える。その際、調査官の質問権や付記弁理士の意見陳述権や質問権を活用する

(第3) 裁判所と特許庁の機能再配分

特許権者の権利を保護するため、現在の特許庁と裁判所の特許の有効に関する機能の重複を見直し、両者の機能を再配分する。

裁判所は法律判断(侵害論)を、特許庁は技術判断(特許の有効無効論)を 中心に審理することとし、現在、裁判所でも特許の有効無効を争っているダブルトラック制度(特許法104条の3)を廃止する。または「明らか無効」に 限定するか、特許の有効性推定規定を導入して、裁判所の判断事項を限定する。 (注2)

(理由)

- ① ダブルトラック制度が導入されたのは、特許庁の審判が遅く特許権者の権利 が保護されるのに長時間を要したためであるが、今や特許庁の審判期間が大 幅に短縮されたので、特許庁の審判に任せても、特許裁判の足を引っ張るこ とがなくなった。
- ② 異議申立制度が2015年4月から復活し、公衆の審査が入るので、特許庁の審査の質が向上する。

このため、特許の有効・無効は特許庁の審判に任せ、裁判所は侵害論・賠償論に集中することが可能となっている。

(第4) 損害賠償額の引上げ

特許侵害により特許権者に与えている損害を十分に賠償するよう経済理論を作りあげることが必要だ。

さらに、損害賠償額が低い原因の一つは、侵害しても通常のライセンス料を支払えばよいことにあるので、これを可能にしている特許法の102条3項の「ライセンス料準拠規程」を削除する。(注3)

(知財を財産中で一番大切なものにする)

裁判所は社会の鏡であり、裁判所が特許侵害の賠償額を高くするためには、社会が特許の経済的価値を高いものと認識することが必要だ。

しかし日米間では社会の認識に大きな差がある。

後に総理大臣になった高橋是清翁は若い時、お雇い外国人の通訳をしていたが、米国人のモーレー博士から「米国では発明、商標、版権の三つは、三つの智能的財産(Three Intellectual Properties)と称して財産中でも一番大切なものとしている」と言われ、大いに感じて、発明や商標を勉強して今の特許庁を作り初代特許庁長官に就任した。(注4)

米国では19世紀の後半にエジソンを始め発明ブームが起き、20世紀初頭には欧州を抜いて世界一の技術国家に発展した。その後今日に至るまで、世界の技術革新とイノベーションをリードしている。

一方、日本は、高橋初代長官から130年経つが、今だに「知財が財産中で一番大切なものだ」とは認識されていない。日本社会が良い特許は経済的にも価値が高いと認識を変えることが必要だ。

日本再生のためには、日本人が社会を変えるような発明をたくさんして、イノベーションを生み出すように、特許裁判の改革と特許の経済的な価値の引上げを急がなければならない。

(注1)「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究」平成27年4月 知的 財産研究所

(注2、参考条文)

(特許権者等の権利行使の制限)

第百四条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が 特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判 により無効にされるべきもの<であることが明らかである>と認められるとき は、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することがで きない。

(権利の有効性推定)

第百四条の〇 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許を 無効とする明確かつ確信できる証拠がない限り、特許の有効性を推定する。

(注3、参考条文)

特許法102条

3 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用 実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に 相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することが できる。

(注4)「高橋是清自伝」(高橋是清)(中公文庫)(上 p185~186)